

登録意匠「ゴルフボール」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 21(行ケ)10208・平成 22 年 6 月 30 日(2 部)判決 請求棄却〔特許ニュース 12795〕

### 【キーワード】

意匠法 3 条 1 項 3 号，意匠の類似，特許出願からの出願変更，当業者の判断（類否判断の主体）

### 【事 実】

#### 事案の概要

1 本件は，意匠に係る物品を「ゴルフボール」とし，原告を意匠権者とする意匠登録第 1 3 0 0 5 8 2 号（以下「本件意匠」という。）について，被告が意匠登録無効審判請求をしたところ，特許庁がこれを認容する審決をしたことから，これに不服の原告がその取消しを求めた事案である。

2 争点は，本件意匠が，下記引用例（甲 1 の 1）に記載された意匠（以下「引用意匠」という。）に類似するか（意匠法 3 条 1 項 3 号），である。

#### 記

引用例：米国特許第 4，9 9 1，8 5 2 号明細書（発明の名称「多目的ゴルフボール（MULTI - PURPOSE GOLF BALL）」，出願日 1 9 8 9 年（平成元年）4 月 2 8 日，特許日 1 9 9 1 年（平成 3 年）2 月 1 2 日）

#### 請求の原因

##### (1) 特許庁における手続の経緯

- ア 原告は，平成 6 年 4 月 2 0 日になした特許出願（特願平 6 - 1 0 6 1 0 7 号）からの分割出願として，平成 1 4 年 4 月 8 日，名称を「ゴルフボール」とする発明について特許出願（特願 2 0 0 2 - 1 0 5 5 3 5 号）をしたが，平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日付けで拒絶査定（発送日平成 1 8 年 1 0 月 2 4 日）を受けたので，平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日付けで上記特許出願を、意匠に係る物品「ゴルフボール」とする意匠登録出願（意願 2 0 0 6 - 0 3 2 1 1 1 号）に改め，平成 1 9 年 3 月 1 3 日の登録査定を経て，平成 1 9 年 4 月 6 日，意匠登録第 1 3 0 0 5 8 2 号として登録を受けた（以下，この意匠を「本件意匠」といい，その登録を「本件意匠登録」という。）。
- イ これに対し，被告は，平成 2 0 年 9 月 3 0 日付けで，本件意匠登録の無効審判請求をしたので，特許庁は，同請求を無効 2 0 0 8 - 8 8 0 0 2 2 号事件として審理した上，平成 2 1 年 6 月 2 9 日，「登録第 1 3 0 0 5 8 2 号の登録を無効とする。」旨の審決をし，その謄本は平成 2 1 年 7 月 9 日原告に

送達された。

(2) 意匠の内容

本件意匠の内容は、審決別紙第1の本件登録意匠記載のとおりである。

(3) 審決の内容

審決の内容は審決写しのとおりで、その理由の要点は、概ね下記の内容を有する本件意匠は同じく下記の内容を有する引用意匠（審決別紙第2記載のとおり）に類似するから意匠法3条1項3号に当たる、というものである。

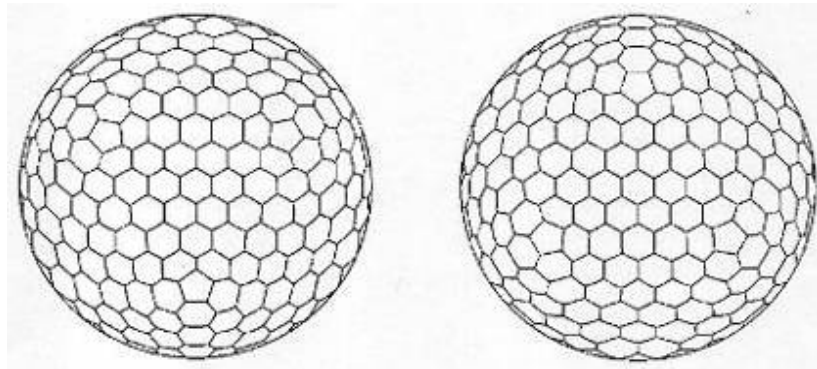
記

本件意匠

- ・意匠に係る物品 ゴルフボール
- ・意匠

【正面図】

【背面図】

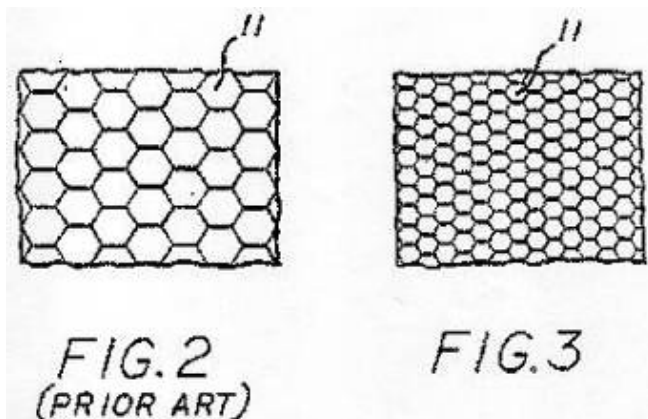


<以下、略>

引用意匠（米国特許第4,991,852号明細書）

- ・発明の名称 多目的ゴルフボール
- ・図2

・図3



【判断】

1 請求原因(1)（特許庁における手続の経緯）、(2)（意匠の内容）、(3)（審

決の内容)の各事実は、当事者間に争いが無い。

## 2 本件意匠と引用意匠の類否(意匠法3条1項3号)について

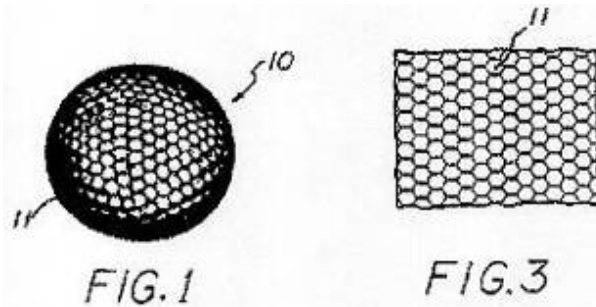
本件意匠の内容は、前記(2)のとおりであるところ、審決は、本件意匠が引用意匠に類似すると判断し、一方、原告はこれを争うので、以下、審決の上記判断の当否について検討する。

### (1) 引用意匠の内容

ア 引用例(甲1-1,部分訳は甲1-2,全訳は乙4。以下乙4を便宜上「訳文」という。)は、ゴルフボールについての特許発明に係る米国特許公報であるところ、この中で開示された発明について、下記のとおり、ゴルフボールの表面の一部を表す図(F I G . 3〔図3〕)、ゴルフボールの球面全体を、各3辺が曲線で構成され、各3個の頂点を有する20個の球面三角形で覆った場合の、各球面三角形内での六角形のディンプルの配設図(F I G . 7〔図7〕)、20個の球面三角形でゴルフボールの球面全体を覆った図(F I G . 6〔図6〕)、上記発明に係るゴルフボールの全体図(F I G . 1〔図1])がそれぞれ記載されていることが認められる。

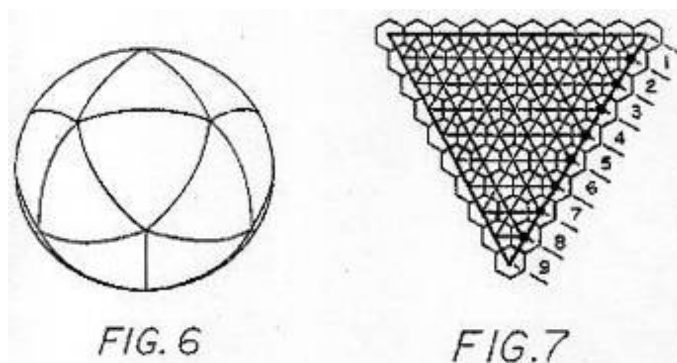
・ 図1

・ 図3



・ 図6

・ 図7



また、引用例中には、上記発明に係るゴルフボールと対比される従来のゴルフボールの表面の一部を表す下記の図(F I G . 2〔図2])が記載されていることが認められる。

・ 図 2

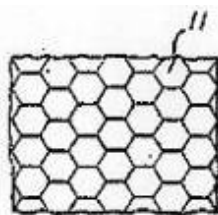


FIG. 2  
(PRIOR ART)

そして、引用例中には、次のとおりの記載があることが認められる。

(ア) 従来技術の概要

- ・ 「従来のゴルフボールはボール表面に 384 個から 492 個の凹んだ窪みが形成される。従来のゴルフボールは、また、20 面体 (20 三角形)・・・のような種々のディンプルパターンを用いている。」(訳文 2 頁 下 9 行 ~ 下 4 行)
- ・ 「本発明は、812 個の凹んだ六角形表面窪みを規則的な測地学の 9 周期 20 面体パターンでボール表面に形成し、各窪みは 0.090 インチ ~ 0.140 インチの範囲の表面直径と 0.002 インチ ~ 0.014 インチの範囲の深さを持つようにした多目的ゴルフボールである点において、特に、従来技術一般及び B a d k e 特許に対して識別される。」(訳文 4 頁 18 行 ~ 22 行)

(イ) 図面の簡単な説明

「図 2 は、従来技術の通常のゴルフボールカバーの一部を平面として示した図である。」(訳文 5 頁 下 3 行 ~ 下 2 行)

(ウ) 好ましい実施例の記載

- ・ 「図 2 及び図 3 に示すように、従来のゴルフボール (図 2) は複数のディンプルを持つが、それらは本発明のもの (図 3) よりかなり大きくて深いものである。従来のゴルフボールは 384 から 492 個のディンプルを持つ。図 2 は 384 個のディンプルを持つ。従来のゴルフボールのディンプルの表面直径は本発明のものよりかなり大きい。

図 3 に示されるように、本発明のゴルフボール 10 はボール表面に均等な間隔を置いて 812 個の小さいディンプルを有している。

しかしながら、その数は 500 から 900 の範囲にすることができ、ボールの表面の 20% から 90% をカバーするようにすることができる。」(訳文 6 頁 下 4 行 ~ 7 頁 5 行)

- ・ 「・・・本発明のゴルフボール 10 の窪み即ちディンプルは 0.090

インチから0.140インチの範囲の表面直径を持ち、円形、四角形、八角形、又は六角形とすることができる。フラットA、Bをよぎって測定される上述の範囲の直径と0.002インチ以上、或いは0.014インチより大きい深さを持つ、傾斜した側壁を持つ六角形ディンプルが好ましい。」(訳文7頁6行~10行)

- ・ 「本発明のボール10のディンプルはボールの表面に渡り測地学の20面体パターンで配置されており、特に、測地学の9周期20面体パターン(図5)で配置されている。最も正確な多目的ゴルフボールは、ボールの表面全体に渡り規則的な測地学の9周期20面体パターンで配置された812個の六角形表面の窪み又はディンプルが配置され、各ディンプルは0.090インチから0.140インチの範囲の表面直径と0.002インチから0.014インチの範囲の深さの組み合わせにより造られるということがテストを通じて決定された。」(訳文7頁15行~21行)
- ・ 「テストされた従来のボールは332のディンプルを持つSpalding Top Flite XT, 384のディンプルを持つAcushnet Pinnacle, …である。…本発明によるボールは、812個の六角形ディンプルを持ち、…」(訳文9頁下1行~10頁5行)

イ 前記アの各記載によれば、引用例では、引用例に係る発明のゴルフボールと従来技術に係るゴルフボールとが対比されており、この対比において、上記の従来技術に係るゴルフボールのディンプルの数は384個等である一方、上記発明に係るゴルフボールのディンプルの数は500個ないし900個と相当程度増加していること、上記発明に係るゴルフボールのディンプルは従来技術に係るゴルフボールのディンプルよりも相当程度小さいことが示されていることが認められる。

そして、前記のとおり、引用例の図2は、引用例の発明に係るゴルフボールと対比される、384個のディンプルを有する従来のゴルフボールの表面の一部を表す図であるところ、図面の描出の仕方から、図2においては、多数の六角形のディンプルが、隣接するディンプル同士が辺(図中では細線で表されている。)を共有するようにして、密に配設された状況が示されていることが明らかである。

また、前記アの各記載の内容に照らせば、引用例の図2のパターンがゴルフボールの球面全体を覆っていることを容易に推測することができるから、引用例の図2から、384個の六角形のディンプルが、隣接するディンプル同士が辺を共有するようにして、ボールの球面全体に密に配設された状況を容易に看取することができる。

(2) 取消事由に対する判断

ア 取消事由1（引用意匠認定の誤り1）について

原告は、引用例の図2は、引用例中の関連する記載及び技術常識に従えば、従来の通常のゴルフボールが有する384個の円形のディンプルの一部を六角形にデフォルメして表現したもので、引用例の図2を見る者は誰でも384個の通常の円形のディンプルを想起し、六角形のディンプルを想起することはないところ、審決は、引用意匠につき、384個の六角形のディンプルが設けられたゴルフボールを示すものと認定しており、引用意匠の内容の認定を誤ったものである旨等主張する。

確かに、証拠（甲17の1）によれば、米国アクシュネット社（Acushnet）が製造販売したゴルフボール「Pinnacle 384」は、その球面に384個の円形のディンプルが設けられたものであることが認められるが、上記証拠によっても、上記ゴルフボール「Pinnacle 384」が製造販売された時期は不明であり、引用例の図2で示されたゴルフボールが上記ゴルフボール「Pinnacle 384」と果たして同一の形状であるか疑問の余地がないわけではない。

また、引用例中の記載（前記(1)ア(ウ)）によっても、また我が国の特許庁の意匠登録第490414号（意匠に係る物品「ゴルフボール」、登録日昭和53年9月20日、公報発行日昭和53年12月14日、甲7）及び同第505781号（意匠に係る物品「ゴルフボール」、登録日昭和54年3月27日、公報発行日昭和54年7月3日、甲8）によっても、引用例に係る発明の特許日当時（平成3年2月12日）、ゴルフボールの製造販売に当たる当業者（その意匠の属する分野における通常の知識を有する者）において、ゴルフボールに六角形のディンプルを設けることを容易に想到することができたことは明らかであるから、引用例の図2を見た者においては、ゴルフボールの球面に六角形のディンプルを設けられていると考えるのが素直であって、円形のディンプルが六角形に擬して表現されていると考えることが通常であるとは容易に認めることができない。

そして、引用例中には、図2が円形のディンプルを六角形にデフォルメして表したものである旨の記載は存しない。

また、意匠法3条1項2号の刊行物をもとにして判断する同項3号にいう意匠の類似・非類似は、条文の文言から明らかとなっており、刊行物に記載された意匠と本願意匠とを対比して決するものであって、刊行物に記載される以前の実際の商品等の形状と比較するものではないから、市販された上記ゴルフボール「Pinnacle 384」のディンプルが円形であるからといって、刊行物に表現された意匠の形状を、刊行物を離れ、実際の商品の形状

に引き付けて理解し、図2に係る意匠も円形のディンプルの配列を表現したものと理解しなければならないものではなく、したがって、引用例の図2を従来の通常のゴルフボールが有する384個の円形のディンプルの一部を六角形にデフォルメして表現したものであると解さなければならないものではない。

そして、後記のとおり、ディンプルの大きさや配列を適宜調整することによって、384個の六角形のディンプルを、辺を共有するようにして密に配列することが不可能ということもできないから、結局、原告の取消事由1の主張は採用することができない。

#### イ 取消事由2（引用意匠認定の誤り2）について

原告は、仮に引用意匠の内容が六角形のディンプルが設けられたゴルフボールに係るものであったとしても、384個の六角形のディンプルを辺を共有するようにして密に配列することは不可能であるか、ディンプル同士が離れる箇所が多数生じ、最低限の変形や修正では対応できないから、引用意匠が、384個の六角形のディンプルを辺を共有するようにして密に配列したものであるということとはできないところ、審決は、引用意匠を、384個の六角形のディンプルを辺を共有するようにして密に配列したものであると認定しており、引用意匠の内容の認定を誤ったものである旨等主張する。

確かに、実験報告書（甲32）によれば、同一の大きさの正六角形の小片を球面に貼りつけたときに、小片同士の間には小さくない隙間が生じたり、又は逆に小片同士が重なりあったりして、小片の辺を共有するような貼り付け方を見出すことが必ずしも容易ではないことが認められる。

しかし、引用例の図6では、球面に貼り付ける三角形（球面三角形）の各辺が曲線状になっている状況が示されているから、図7で概ね同一の大きさの六角形が平面状の三角形内に配置されている状況が示されているとしても、上記球面三角形内に六角形のディンプルを設けるに当たっては、単純に同一の大きさの正六角形のディンプルを設けるのではなく、適宜ディンプルの大きさ及び形状を調整して、上記球面三角形に収まるようにする必要があることが明らかである。

一方、前記(1)のとおり、引用例の図2からは、384個の六角形のディンプルが、隣接するディンプル同士が辺を共有するようにして、ボールの球面全体に密に配設された状況を容易に看取することができるところ、同じく六角形のディンプルが、隣接するディンプル同士が辺を共有するようにして、ボールの球面全体に密に配設された構成を有する本件意匠においても（ディンプルの総数は362個と、上記384個と近接する。）、球面三角形の頂点に当たる部分のディンプルを五角形とすることで、上記構成を実現している

ものである。

そうすると、一部のディンプルの大きさや形状を調整することにより、384個の六角形のディンプルを辺を共有するようにして密に配列することが不可能であるとか、密に配列することができずディンプル同士が離れる箇所が多数生じ最低限の変形や修正では対応できない等とは、必ずしもいうことができない。

そして、前記(2)アのとおり、意匠法3条1項2号の刊行物をもとにして判断する同項3号にいう意匠の類似・非類似は、刊行物に記載された意匠と、本願意匠とを対比して決するものであることに鑑みると、引用意匠を、384個の六角形のディンプルを辺を共有するようにして密に配列したものであると認定した審決に誤りはなく、原告の上記取消事由2の主張は採用することができない。

#### ウ 取消事由3（対比の誤り1）について

原告は、引用例からはディンプルの配列パターンが不明であり、引用意匠は、ディンプル同士を辺を共有するようにして密に配置することができない箇所、すなわち特異点が、特定できない広い範囲に、特定できない形態で生じる、曖昧な形状のものであって、本件意匠と対比することができる適格を欠く旨等主張する。

しかし、前記イのとおり、引用意匠（引用例の図2）は、実際にゴルフボールに適用して製造する際には、適宜ディンプルの大きさ及び形状を調整する必要があるものの、引用例の図2の記載からは、384個の六角形のディンプルが、隣接するディンプル同士が辺を共有するようにして、ボールの球面全体に密に配設された状況を容易に看取することができ、上記記載自体は明確なものである。

したがって、引用意匠が曖昧で、本件意匠と対比することができない等ということとはできず、原告の上記取消事由3の主張は採用することができない。

#### エ 取消事由4（対比の誤り2）について

前記アのとおり、審決が引用意匠のディンプルを六角形のものとして認定したことに誤りがあるとはいえないから、上記認定を前提に本件意匠との対比を行った判断に誤りはなく、原告の取消事由4の主張は採用することができない。

#### オ 取消事由5（対比の誤り3）について

(ア) 前記イのとおり、審決が引用意匠を384個の六角形のディンプルを辺を共有するようにして密に配列したものであると認定した審決に誤りはなく、上記認定を前提に本件意匠との対比を行った判断に誤りはない。

したがって、原告の取消事由5の主張のうち、この点を論難する部分は理由がない。



(イ) 次に、原告は、本件意匠と引用意匠の類似性を争うので、これについて以下判断する。

a 本件意匠と引用意匠の一致点及び相違点

(a) 前記のとおり、引用意匠の内容は、384個の六角形のディンプルが、隣接するディンプル同士が辺を共有するようにして、ゴルフボールの球面全体に密に配設されたというものであるから、本件意匠と引用意匠とは、ゴルフボールの形状に係る意匠であって、ボールの球面全体に、主として六角形の浅い凹面状の多数のディンプルが、隣接するディンプル同士が辺を共有するように密に配列されている点で一致する。

一方、本件意匠と引用意匠とは、ボールの球面に設けられたディンプルの個数が、本件意匠では362個、引用意匠では384個である点で相違するが、ディンプルの個数の差22個が本件意匠及び引用意匠のディンプルの各総数に占める割合はいずれも6%程度にすぎないから、ボール全体の大きさに占める各ディンプルの大きさの割合は、本件意匠と引用意匠とでほとんど異なるものではない。

したがって、ディンプルがボールの球面全体を覆っている状況に基づくボール全体の美観は、本件意匠と引用意匠とで大きく異なることはない。

(b) 一方、本件意匠と引用意匠とは、本件意匠では、ボールの球面が20の球面正三角形に分割され、分割された各球面三角形の各辺（ただし曲線である）の頂点を除いた部分に、それぞれ5個の六角形のディンプルが配列され、上記球面三角形の内側には10個の六角形のディンプルが配列され、上記球面三角形の頂点に当たる部分には五角形のディンプルが配列されているのに対し、引用意匠では、ボール球面のどの部分を抽出しても、おおよそ図2に表されたとおりの態様で、六角形のディンプルが配列されているが、ボールの球面を球面三角形で分割したり、分割した球面三角形に基づいて各ディンプルを配列したり、五角形のディンプルを混在させて六角形ディンプルの密な配列を実現しているかや、六角形のディンプルの大きさや形状にどのような修正を加えてディンプルの密な配列を実現しているのかは不明である点、本件意匠では、隣り合うディンプルの間に設けられたランド6の幅が0.5mmであるのに対し、引用意匠では上記ランドの幅が不明である点がそれぞれ異なる。

(c) 審決は、本件意匠と引用意匠との一致点及び相違点につき、前記(a)及び(b)と同旨の認定をするものであって、審決の上記認定に誤りがあるということとはできない。

b 本件意匠と引用意匠との類否

ところで、原告の本願の変更前の原出願（特願平6 - 106107号）の公開特許公報（特開平7 - 289662号，甲4）によれば，本件意匠の登録出願当時（上記原出願時たる平成6年4月20日），ゴルフボールのほとんどに円形のディンプルが採用されていたことが認められるから，六角形のディンプルを採用し，しかもボールの球面全体に，多数のディンプルが，隣接するディンプル同士が辺を共有するように密に配列したという，本件意匠と引用意匠の前記一致点は，極めて強い形態的特徴を表出するものであって，看者が最も着目する基本的な構成態様である。

他方，本件意匠の五角形のディンプルは，総数362個のディンプルのうちわずか12個を占めるにすぎず（3%強），分散して配置され，上記の五角形のディンプルの大きさとその余の六角形のディンプルの大きさととの差もさほど顕著なものではないことに照らすと，審決が説示するとおり，五角形のディンプルを図面上強調して示して初めて看取できる程度の，その余の圧倒的な個数の六角形のディンプルに埋没した目立たないものであるというべきである。

また，ボールの球面を分割すべき球面三角形のパターンとして20面体のパターンを選択した場合，各球面三角形はその頂点で他の4つの球面三角形と接することになるのであって（5つの球面三角形が互いに1つの頂点を共有する），球面三角形の頂点に位置するディンプルには五角形のディンプルを設けるのがごく自然である。

そうすると，引用意匠に，球面をどのように分割するかの点や実施する際のディンプルの大きさや形状をどのように調整するかの点等に不明な点があること等を一内容とする前記a(b)の相違点 は，本件意匠と引用意匠とに共通する前記の強い形態的特徴を凌駕するほど強い美感を生じさせるものではないというべきである。

そして，前記a(b)の相違点 も，引用意匠にあっても隣り合うディンプル同士が辺を共有するように密に配列されており，隣り合うディンプルの間のランドの幅がディンプルの大きさに比してごく小さいことが明らかであることに照らすと，本件意匠と引用意匠との類否判断に影響を及ぼすほどのものではないというべきである。

したがって，前記a(a)の一致点がゴルフボールの美感に与える影響が大きく，相違点 が上記影響を凌駕するほどのものではないことに鑑みると，本件意匠と引用意匠とは類似するというべきである。

審決は，上記と同旨の説示をするもので，本件意匠と引用意匠との類似性に係る審決の判断は正当であり，誤りがあるとはいえない。

c 原告は、本件意匠中の五角形のディンプルは、六角形のディンプルが辺を共有するようにして一列に連なっているひとまとまりの図形の起点に位置しているし、六角形のディンプルよりも小さいから、座布団の表裏を所々で点状に縫い合わせたような窄まり感又はリズム感のある美感を生じさせるアクセントとして機能しており、看者が本件意匠を見れば、五角形のディンプルを容易に看取することができ、六角形のディンプルの中に埋没するものではない等と主張する。

しかし、前記のとおり、本件意匠中の五角形のディンプルとその余の六角形のディンプルの大きさの差は顕著ではなく、五角形のディンプルは目立たないものであるから、原告が主張する窄まり感、リズム感のある美感を生じさせるアクセントとして機能しているとはいえないし、本件意匠に接した看者において、五角形のディンプルを容易に看取することができるとか、多数の六角形のディンプルに埋没しない顕著な存在であるともいうことができない。

d また、原告は、ゴルフボールにおいては、五角形のディンプルは目新しい形状のものであって、看者が着目するはずのものであるし、五角形のディンプルの形状、配置のいかんは、その余のディンプルの配列パターンの相違とあいまって、ゴルフボール全体の美感に大きな影響をもたらす等と主張する。

しかし、本件意匠登録出願の前提となった特許出願に係る公開特許公報（甲4）中には、球面を分割すべき仮想区画線のパターンとして正20面体があげられており（段落【0036】、【0037】）、引用例中でも球面の分割パターン（ディンプルの配列パターン）として「20面体（20三角形）」があげられているから（訳文2頁下9行～下4行、甲1）、本件意匠の登録出願当時、ゴルフボールの球面を各辺が曲線の20個の球面三角形で分割する方法は公知のものであったことが明らかである。

そして、前記bのとおり、五角形のディンプルが目立たないものであることに照らせば、その余の六角形のディンプルの配列パターンの相違とあいまって、ゴルフボール全体の美感に大きな影響をもたらすとはいうことができない。

(ウ) 結局、原告の取消事由5の主張はいずれも理由がなく、本件意匠と引用意匠との類似性に係る審決の判断に誤りがあるということとはできない。

#### 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由は全て理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1 . この事件判決は、いろいろ考えさせられる問題点を含んでいるけれども、その思考方法及び結論は納得できる。

この事件は、原告（被請求人）の登録意匠に対する無効審判請求から始まったのであるが、本件登録意匠は、そもそも特許出願をしたところ、拒絶査定を受けたことから、意匠登録への出願変更をしていることに鑑みると、拒絶査定された理由を精査することによって、本件意匠に対する登録無効事由も自ら明らかになってくるというものではなかつたらうか。

ということは、意匠登録の無効審判事件で引用された公知意匠は、原特許出願日前に刊行物公知となった米国特許明細書中の図面であり、この図面中には、本発明に係るゴルフボールの平面図（FIG. 3）と並んで、出願前公知に係るゴルフボールの平面図（FIG. 2 Prior Art）が描示されているから、審決が本件意匠に対して類似と判断するために引用する公知意匠は、前記FIG. 2でもFIG. 3でもよかつたのである。両図面中の意匠の相違は六角形に成るディンプルの大きさでしかなく、相似形といえるものであつたからである。

換言すれば、本件意匠は、「物品の形状及び模様」から成るものではあつても、一見、模様と見えるディンプルのかたち、即ち従来周知の円形模様であつたものから六角形模様へ改良したことの所以は、その技術的目的、作用及び効果を考えたことであつたのである。

ただ意匠にあつては、創作の結果としての物品上の形態を問題にすればよいから、引用意匠との類否判断においては、あえて前記の技術的背景についての説明やそれに基く認定は必要のないことである。

2 . これに対し、原告は本件意匠に係る技術的由来について縷々主張したようであるけれども、判決が説示しているとおり、本事案では問題外の事項であるとして排斥されている。

それは、原告が主張する取消事由1, 2における引用意匠認定の誤りに対する判決の説示に表われている。その中で特に、判決は取消事由1に対し、引用例中の記載や意匠登録第490414号意匠及び同第505781号意匠を引用し、「当業者において、ゴルフボールに六角形のディンプルを設けることを容易に想到することができたことは明らかであるから、引用例の図2を見た者において、ゴルフボールの球面に六角形のディンプルが設けられていると考えるのが素直であつて」と説示していることは注目される。

というのは、本事案は本件意匠と引用意匠との類似性が争点となっていることを考慮すると、その判断をする人的基準は当業者であることを、この裁判所

は理解しているのである。そして、意匠の類似とは、同一又は類似物品間における創作の容易性を意味するものであることを説示している、と理解できるのである<sup>1)</sup>。

3．原告は、本件意匠と引用意匠との類似性を争った。裁判所は、両意匠の一致点と相違点とを認定した後、「ディンプルがボールの球面全体を覆っている状況に基づくボール全体の美感は」、両意匠では大きく異なることはないと認定した。ここに「美感」とは「美観」（美的外観）という意味に裁判所は解しているようであるから、不正確な認定である。即ち、判決は、「びかん」を aesthetic impression の意味で使用しているのか、aesthetic appearance の意味で使用しているのか、よく意識していない。

また、判決は、「五角形のディンプルが目立たないものであることに照らせば、その余の六角形のディンプルの配列パターンの相違とあいまって、ゴルフボール全体の美感に大きな影響をもたらすとまではいうことができない」から、両意匠は類似すると判断した審決に誤りはない、と判断した。

4．この判決は、意匠の類否判断の主体を当業者においているし、ゴルフボールという当該物品の外観形態への模様表現は、同一の創作体から生まれたものと認められ、美観ないし美感を共通にしているといえるから、これをもって意匠法は意匠の類似という概念を与えているのである。

このような意匠の類否判断法を、審決取消請求事件のみならず意匠権侵害事件においても、知財裁判所は忘れてほしくないのである。

---

1) 有名な「可撓伸縮性ホース事件」の東京高判昭和45年1月29日・最高三判昭和49年3月19日および「帽子事件」の東京高判昭和48年5月31日・最高二判昭和52年2月28日を参照。「意匠法が意匠の創作の奨励を目的としていること（法1条）に鑑みれば、法3条1項3号は、同一物品の公知意匠と同一の意匠でなくても、これとの関係で創作性の認められない意匠、即ち、これに基づき容易に創作できる意匠は、同一の意匠に準ずるものとして意匠登録を受けることができない旨を定めたものと解するのが相当である。」（「帽子事件」東京高裁判決から）牛木理一「意匠法の研究（四訂版）」129頁以下・発明協会。牛木理一「意匠権侵害 - 理論と実際」46頁以下・経済産業調査会。

〔牛木 理一〕

## 本件登録意匠

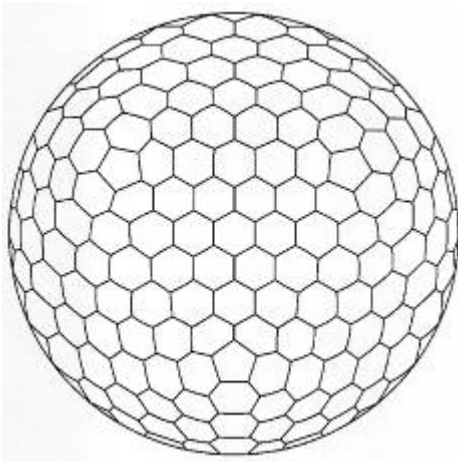
- ( 1 9 ) 【発行国】日本国特許庁 ( J P )  
( 4 5 ) 【発行日】平成 1 9 年 5 月 1 4 日 ( 2 0 0 7 . 5 . 1 4 )  
( 1 2 ) 【公報種別】意匠公報 ( S )  
( 1 1 ) 【登録番号】意匠登録第 1 3 0 0 5 8 2 号 ( D 1 3 0 0 5 8 2 )  
( 2 4 ) 【登録日】平成 1 9 年 4 月 6 日 ( 2 0 0 7 . 4 . 6 )  
( 5 4 ) 【意匠に係る物品】ゴルフボール  
( 5 2 ) 【意匠分類】E 3 - 3 0 1  
( 5 1 ) 【国際意匠分類 ( 参考 ) 】 2 1 - 0 2  
( 2 1 ) 【出願番号】意願 2 0 0 6 - 3 2 1 1 1 ( D 2 0 0 6 - 3 2 1 1 1 )  
( 2 2 ) 【出願日】平成 6 年 4 月 2 0 日 ( 1 9 9 4 . 4 . 2 0 )  
【変更の表示】特願 2 0 0 2 - 1 0 5 5 3 5 ( P 2 0 0 2 - 1 0 5 5 3 5 ) の  
変更  
( 7 2 ) 【創作者】  
【氏名】稲葉 健嗣  
【住所又は居所】愛知県一宮市大字光明寺字山屋敷 9 5 番地  
( 7 3 ) 【意匠権者】  
【識別番号】5 9 4 0 8 3 7 8 2  
【氏名又は名称】稲葉 健嗣  
【住所又は居所】愛知県一宮市大字光明寺字山屋敷 9 5 番地  
( 7 4 ) 【代理人】  
【識別番号】1 0 0 0 9 6 1 1 6  
【弁理士】  
【氏名又は名称】松原 等  
【審査官】成田 陽一  
( 5 5 ) 【意匠に係る物品の説明】この意匠に係るゴルフボールは、参考正面図、参考背面図、参考平面図、参考右側面図及び参考説明図に示すように、正二十面体の各辺を球表面に投影した仮想区画線 2 ( これらの参考図においては 2 点鎖線で示した ) の交点 P に五角形ディンプル 7 ( これらの参考図においてはハッチングで示した ) を配設し、一つの交点 P から延びる五本の仮想区画線 2 上に多数の六角形ディンプル 4 をランド 6 をおいて配設し、球面正三角形エリア 3 内には多数の六角形ディンプル 5 をランド 6 をおいて配設したものである。ランドとは球表面にディンプルを設けたときにディンプル間に残る陸部分をいい、ランド 6 の幅は 0 . 5 mm である。参考部分斜視図に示すように、六角形ディンプル 4 , 5 の底部形状は浅い六角錐状の凹部であるが、最深部は球

面状になっている。

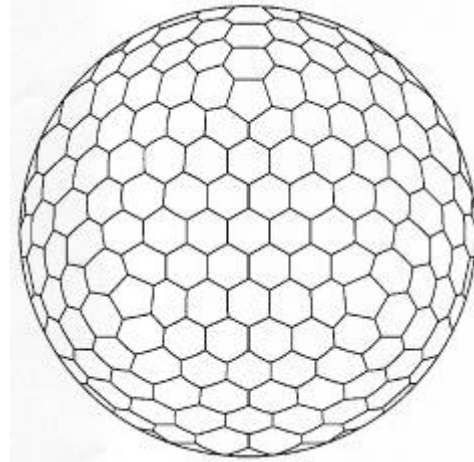
(55)【意匠の説明】底面図は平面図と同一にあらわれるため省略する。左側面図は右側面図と対称にあらわれるため省略する。

【図面】

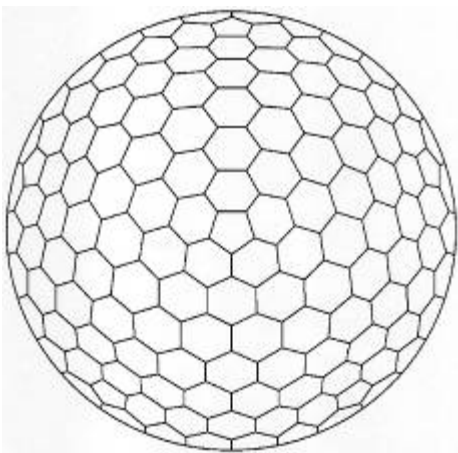
【正面図】



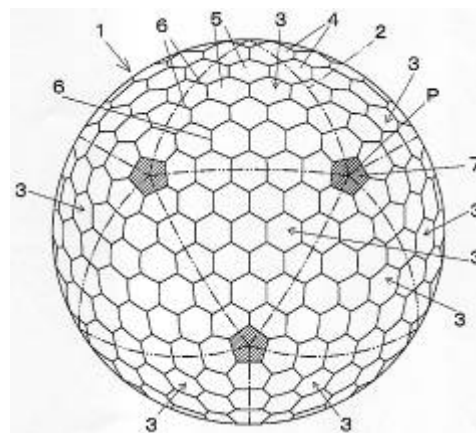
【背面図】



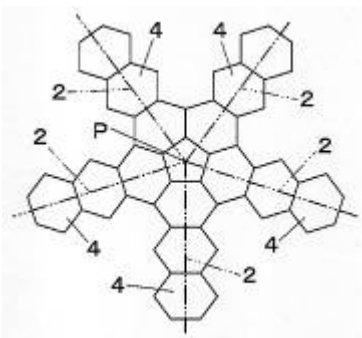
【平面図】



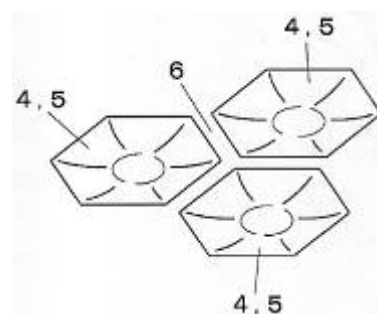
【参考正面図】



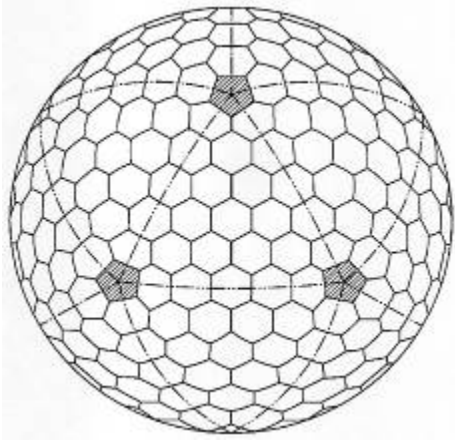
【参考説明図】



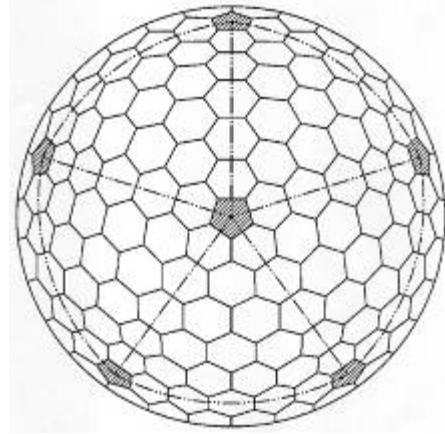
【参考部分斜視図】



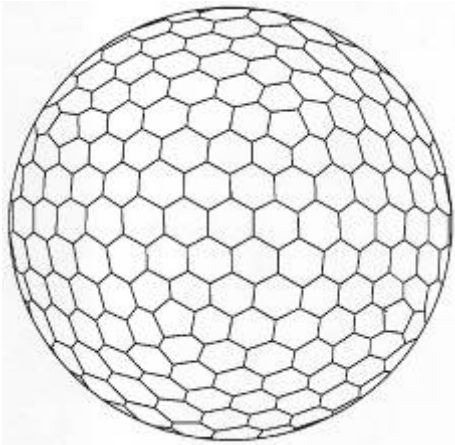
【参考背面图】



【参考平面图】



【右侧面图】



【参考右侧面图】

